

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	省令	平成	平成	省令	財務省告示
利	發行	振替	額最低	払込額	發行方	用法	振替等項	の法律及び	発行の根拠	發行號	名稱及び	三十号	第三十号
率	格	日	位	金	額	法	適	そ	抛	記		第十六号	第六条第十一項の規定に基づき、
○	年	錢額	平	す額	の振替	五八三	額い募	振の以	社債	條九特	利付	利付	第六条第十一項の規定に基づき、
●	面	成る	の記定	万十億	面に集替	下へ平成	法律、機用	下へ平成	第一項	別年法	付國庫債券	付國庫債券	付國庫債券
・	金	二。	整載法	円五二	金よ取機	一振替	機用	一振替	株式等	會計	(十年)	(十年)	(昭和五十七年大蔵)
一	額	十九	數又の	円千	額る發	十三年	法律第	十三年	株式等	に關する法	財務大臣	財務大臣	第六条第十一項の規定に基づき、
パ	百	九年	倍は規	七百	で三億	法律第	七十五号。	法律第	振替に	律第	麻生	麻生	付國庫債券
セ	円	十二	の記定	五百	五千	七十五	五号。	七十五号。	関する法	律(平成	太郎	太郎	付國庫債券
ン	につ	き	金錄によ	十五	による募	四十	四十七	四十七	とし、その	三十号)	三百四	三百四	付國庫債券
ト	百	月	による最	万五	集の取	四十七	四十七	四十七	とし、その	三十号)	三百四	三百四	付國庫債券
	七	十	振替も額	二千	扱の取	三十	三十	三十	とし、その	三十号)	三百四	三百四	付國庫債券
	七	一	口の面座	八	扱の取	三十	三十	三十	とし、その	三十号)	三百四	三百四	付國庫債券
	七	七	と金簿	万円	扱の取	三十	三十	三十	とし、その	三十号)	三百四	三百四	付國庫債券

十
八
十
七
十
六
五

払
込
期
所
支
日
払
利
金
額
限
予
元
場
利
還
償
償
の
二
期
利
期
以

平
成
二
十
九
年
十
二
月
十一
日
日
額
本
面
銀
金
三
行
額
百
九
円
年
う
以
十
に
九
。
つ
月
六
各
及
き
二
月
支
び
百
十
間
払
九
円
日
に
期
月
属
に
二
す
お
十
る
い
日

十
四

す
次
そ
が
金
と
平
成
三
十
年
次
十
年
業
業
払
の
算
三
つ
十
日
日
う
算
三
つ
五
に
に
式
月
て
号
支
当
た
に
二
同
に
払
た
だ
よ
十
じ
お
う
る
し
り
日
。
い
。
と
、
算
を
。
て
以
き
支
出
支
規
下
は
払
し
払
定
、
、
期
た
期

十
三

初
期
利
子
の
経
過
利
み
子

に
金
加
各
に
払
額
え
募
い
を
、
集
込
第
次
取
む
十
の
扱
も
八
算
機
の
号
式
関
と
に
は
す
規
よ
、
る
定
り
払
。
す
算
込
る
出
金
期
し
額
日
た
に